事　務　連　絡
令和２年（２０２０年）２月２８日

各市町村障がい保健福祉主管課長　様
各児童相談所長　様

熊本県健康福祉部子ども・障害福祉局
障がい者支援課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について（その３）

このことについて、令和２年（２０２０年）２月２８日付けで厚生労働省から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、各市町村におきましては、管内障害児相談事業所に対し周知をお願いいたします。

【概要】

・「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月20日事務連絡）における、「障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等」については、幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合を含む。

熊本県健康福祉部　子ども・障がい福祉局
障がい者支援課
サービス向上班
TEL：０９６－３３３－２２３３